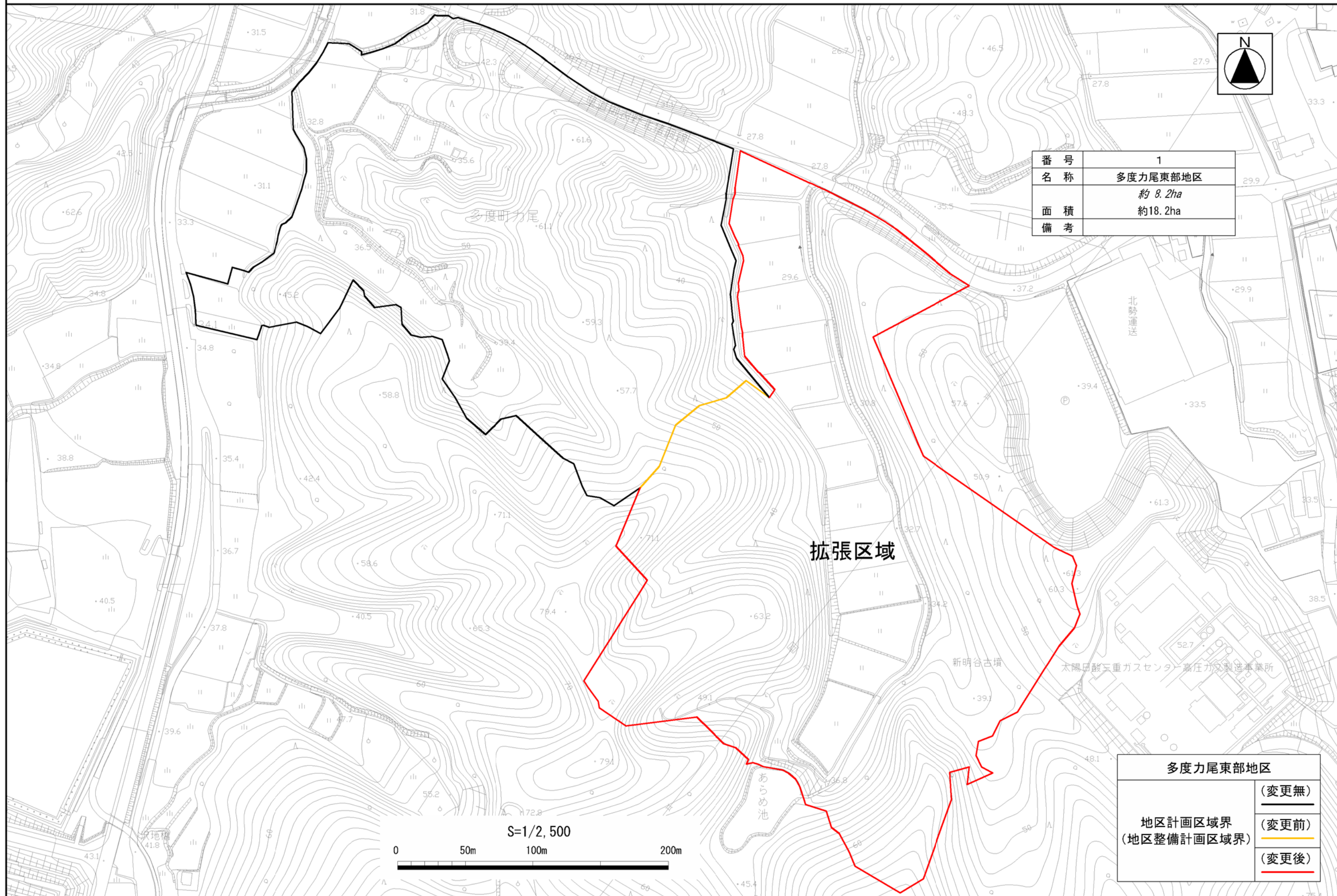




番号	1
名称	多度力尾東部地区
面積	約 8.2ha
備考	約18.2ha



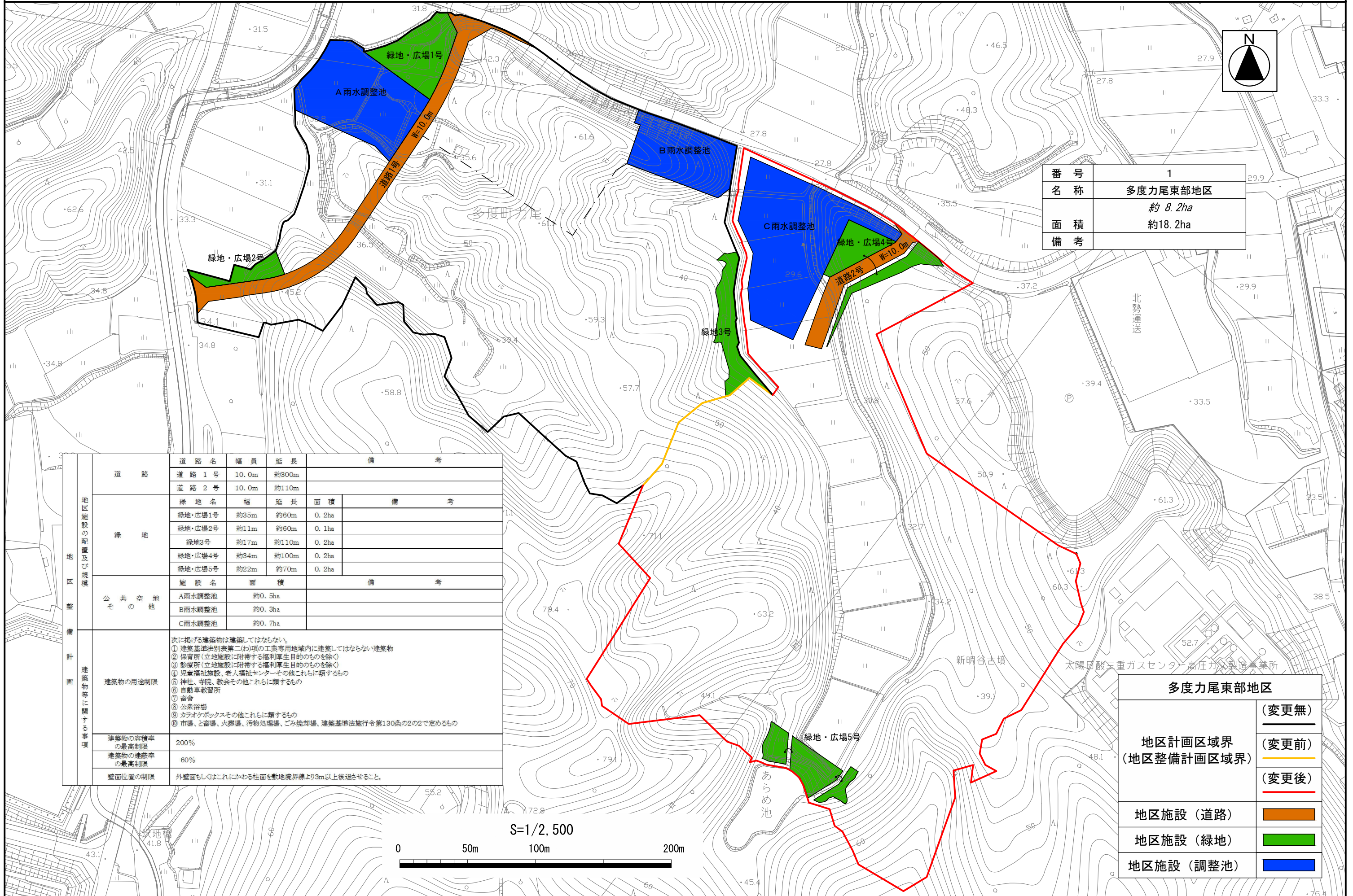
拡張区域

S=1/2,500



多度力尾東部地区	
地区計画区域界 (地区整備計画区域界)	(変更無) ———
	(変更前) ———
	(変更後) ———





番号	1
名称	多度力尾東部地区
面積	約 8.2ha
備考	約18.2ha

地区施設	道路名	幅員	延長	備考	
		道路 1 号	10.0m	約300m	
	道路 2 号	10.0m	約110m		
緑地	緑地名	幅	延長	面積	備考
	緑地・広場1号	約35m	約60m	0.2ha	
	緑地・広場2号	約11m	約60m	0.1ha	
	緑地3号	約17m	約110m	0.2ha	
	緑地・広場4号	約34m	約100m	0.2ha	
	緑地・広場5号	約22m	約70m	0.2ha	
公井その他	施設名	面積	備考		
	A雨水調整池	約0.5ha			
	B雨水調整池	約0.3ha			
	C雨水調整池	約0.7ha			
建築物の用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。				
	① 建築基準法別表第二(ハ)項の工業専用地域内に建築してはならない建築物				
	② 保育所(立地施設に附帯する福利厚生目的ものを除く)				
	③ 診療所(立地施設に附帯する福利厚生目的ものを除く)				
	④ 児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの				
	⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
	⑥ 自動車教習所				
	⑦ 畜舎				
	⑧ 公衆浴場				
	⑨ カラオケボックスその他これらに類するもの				
⑩ 市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、建築基準法施行令第130条の2で定めるもの					
建築物の容積率の最高制限	200%				
建築物の建蔽率の最高制限	60%				
壁面位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。				

多度力尾東部地区	
地区計画区域界	(変更無)
地区整備計画区域界	(変更前)
	(変更後)
地区施設(道路)	
地区施設(緑地)	
地区施設(調整池)	

